

魚津市告示第156号

魚津市畜産業資材・燃油等価格高騰緊急対策支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年12月1日

魚津市長 村椿 晃

魚津市畜産業資材・燃油等価格高騰緊急対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、魚津市畜産業資材・燃油等価格高騰緊急対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、畜産業資材、燃油等の価格高騰により経済的影響を受けている市内の畜産業者を緊急的に支援し、今後の畜産業経営の継続を図るため、畜産業者が畜産業経営に要する費用の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内において出荷を目的として畜産業を営む者
- (2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本市の住民票に記載されている者又は市内で生産場を有する法人
- (3) 畜産業を令和6年度も継続する者
- (4) 規則附則第2項に規定する市税等を滞納していない者

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、補助金の交付の対象としない。

- (1) 魚津市暴力団排除条例（平成24年魚津市条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者
- (2) 前号に掲げる者のほか、補助金の趣旨に照らして補助対象者とす

ることが適切でない」と市長が認める者

(補助対象飼育頭数等及び補助金の算定方法)

第4条 補助対象飼育頭数等は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の4に基づき行う定期報告書の令和5年2月に提出した区分とする。ただし、豚においては、出荷までの期間が短いため令和5年の出荷頭数とする。

2 補助対象飼育頭数等1頭又は1羽ごとの補助金の額（以下「補助単価」という。）は、次に定める額とする。

区分	補助対象飼育頭数等	補助単価
乳用牛	令和5年乳用雌牛（成牛）飼育頭数	30,000円
肉用牛	令和5年肥育牛飼育頭数	15,000円
豚	令和5年出荷頭数	800円
鶏	令和5年飼育羽数	30円

3 補助金の額は、補助対象飼育頭数等に補助単価を乗じて得た額とする。
(交付申請書の添付書類の様式等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、令和6年1月15日までに、魚津市畜産業資材・燃油等価格高騰緊急対策支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、これを市長に提出するものとする。

- (1) 飼育頭数又は出荷頭数を証明するもの
- (2) 魚津市畜産業資材・燃油等価格高騰緊急対策支援事業補助金請求書兼振込依頼書（様式第2号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否の決定及び額の確定をするものとする。

2 市長は、前項の交付の可否の決定及び額の確定をしたときは、魚津市畜産業資材・燃油等価格高騰緊急対策支援事業補助金交付決定通知書兼額の確定通知書（様式第3号）又は魚津市畜産業資材・燃油等価格高騰緊急対策支援事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、前条第1項に規定する補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な方法により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が交付決定を取り消す必要があ

ると認めるとき。

(補助金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(関係書類の保存)

第9条 交付決定者は、補助事業に係る経費の内容を明らかにするため、会計帳簿及び関係証拠書類を備え付け、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第6条第1項の規定による交付決定をした補助金の取扱いについては、この告示の失効後もなおその効力を有する。

魚津市長 宛

住 所
氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

魚津市畜産業資材・燃油等価格高騰緊急対策支援事業補助金交
付申請書兼実績報告書

魚津市畜産業資材・燃油等価格高騰緊急対策支援事業補助金 金 円
を交付されるよう魚津市畜産業資材・燃油等価格高騰緊急対策支援事業補助
金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請し、併せて実
績報告します。また、裏面の「誓約・同意事項」について誓約及び同意しま
す。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 申請内訳 区分
補助対象飼育頭数等 頭・羽
- 3 添付書類
(1) 飼育頭数又は出荷頭数を証明するもの
(2) 魚津市畜産業資材・燃油等価格高騰緊急対策支援事業補助金請求
書兼振込依頼書（様式第 2 号）
(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

確認事項（該当する□欄に☑を付けてください）	
令和 6 年度の畜産業	□継続する
裏面の誓約・同意事項に	□誓約・同意する

「誓約・同意事項」

- 1 申請に係る補助対象飼育頭数等は、出荷目的であること。
- 2 畜産業を令和6年度も継続すること。
- 3 本申請書及び添付資料について、虚偽でないこと。
- 4 暴力団員でないこと、及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- 5 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたこと、又はこの要綱の規定に違反したことが判明した場合は、補助金を返還すること。
- 6 魚津市長が、申請審査のため住民基本台帳及び市税等に係る個人情報を取得すること。
- 7 魚津市長から、本申請書及び添付資料の内容に関して、調査、報告、関係書類の提出等の求めがあった場合は、これに応じること。

魚津市長 宛

住 所
氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

魚津市畜産業資材・燃油等価格高騰緊急対策支援事業補助金請求書兼振込依頼書

魚津市畜産業資材・燃油等価格高騰緊急対策支援事業補助金について下記の金額を請求します。なお、下記の口座に振込願います。

記

1 補助金請求額 金 円

2 振込口座

金融機関名		支店名						
預金種別	普通・当座・その他 ()	口座番号						
フリガナ								
口座名義								

様式第3号（第6条関係）
魚津市指令 第 号

住 所
氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

魚津市畜産業資材・燃油等価格高騰緊急対策支援事業補助金交
付決定通知書兼額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあつた魚津市畜産業資材・燃油等価格高騰緊急対策支援事業補助金について魚津市畜産業資材・燃油等価格高騰緊急対策支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり交付を決定し、併せて額を確定しましたので、通知します。

年 月 日

魚津市長



補助金交付決定額（確定額） 金 円

様式第4号（第6条関係）
魚津市指令 第 号

住 所
氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

魚津市畜産業資材・燃油等価格高騰緊急対策支援事業補助金不
交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあつた魚津市畜産業資材・燃油等価格高騰緊急対策支援事業補助金について魚津市畜産業資材・燃油等価格高騰緊急対策支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次の理由で不交付を決定しましたので通知します。

年 月 日

魚津市長



交付しない理由